

令和6年度第1回亀岡市総合農政計画審議会議事要旨

開催日時：令和6年11月6日（水）午後2時～3時30分

開催場所：亀岡市役所3階302・303会議室

出席者：亀岡市総合農政計画審議会委員10名（1名欠席）・幹事1名
事務局6名
傍聴者1名

1 開会

・産業観光部農林振興課長進行

2 挨拶

・会長挨拶

3 審議

（1）農業振興地域整備計画の見直し（特別管理）について

（会長）

・「農業振興地域整備計画の見直し（特別管理）」について事務局に説明をお願いします。

（事務局）

・「農業振興地域整備計画の見直し（特別管理）」について、資料1～5に基づき説明

（委員A）

・資料3「第2 農業生産の基盤の整備及び開発に関する計画」で、「土地改良区などの施設管理者による維持管理の支援」を「土地改良区など施設管理者のみならず、地域ぐるみの共同活動を通じた維持管理の支援」と変更した理由は何か。

（事務局）

・第4次亀岡市元気農業プランが策定された際に加えられた部分を反映している。

（委員A）

・資料5「第9回特別管理 地区ごとの変更概要」について、農振農用地への編入はどのような場合に行うのか。

(事務局)

- ・編入は概ね2つの場合に行われる。1つ目は、当該農地がほ場整備の予定地となった場合である。2つ目は、当該農地を周辺の農地とともに一体的に有効活用し、多面的機能支払交付金等を活用して、農用地の集団的利用を推進する場合である。

(委員A)

- ・編入される場所は、現在どのような状態なのか。

(事務局)

- ・農地ではあるものの、農振農用地の指定がされていない状態である。

(委員B)

- ・資料1「4第9回特別管理における主要個別案件について」(1)の対象農地は、今年までどのような品目が栽培されていたのか。また、所有者は意欲的に農業に取り組んでおられたのか。

(事務局)

- ・申請理由は高齢で耕作ができないということであり、令和5年度の時点でほぼ自己保全となっていた。ただし、3筆約3反については水稻を作付けされていた。今年度はその3筆も自己保全となっている。

(委員B)

- ・基盤整備が進んだところではスマート農業の導入がしやすいのではないかと考えている。導入の事例はあるのか。

(事務局)

- ・保津町でスマート農業の取り組み事例がある。ほかの地域でも今後スマート農業に取り組みたいという話を聞いている。

(会長)

- ・それでは、次の審議に移る。(2)「(仮) 亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例の制定」について、事務局に説明をお願いします。

(事務局)

- ・「(仮) 亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例の制定」について、資料6に基づき説明

(委員A)

- ・第3条や第4条に「多様なあり方」という表現が複数あり、個人的にはよい考え方であると思うが、この条例の流れを考えると、「食と農」から「多様なあり方」へのつながりが十分に説明されていないように思う。多様なあり方を認めるという表現が唐突に出てくるように思い、違和感を覚える。

(事務局)

- ・第1条に、なぜこのような理念を掲げるのか、また「多様な」という表現を使ってまちづくりを進めていきたいのかについて、追記する形で説明を充実させたい。

(委員B)

- ・第1条に「自然環境を重視した食と農」とある。これを「自然環境を重視した農」と「自然環境を重視した食」に分けたときに、「自然環境を重視した農」は肥料、燃料、農薬等の関連で理解しやすいと思う。一方で、「自然環境を重視した食」はただちに理解しづらいところがあり、どういう意味でとらえたらよいのかを説明してほしい。

(事務局)

- ・ここで「食」という言葉を使ったのは、農業だけではなくその先の食を考えることにより、間口が広がるためである。亀岡市が「世界に誇れる環境先進都市」を目指すなかで、農業分野の取り組みとして有機農業を進めていくとなった時に、市内における農業従事者や農業産出額の割合だけを考えるとインパクトが弱いと思われた。しかし、農を農業だけにとらわれずに食も含めて考えることにより、全市民ばかりでなく、観光客など市を訪れる方にも関係してくる。このようなことから、有機農業の推進に当たっては、「農」でなく「食と農」ということで広がりを持たせた形としてきた。一例として、学校で給食を食べることを始めとした食育、つまり食を通じた教育により、子どもたちに自然環境について考えてもらう機会を作ることにもできている。このような経過を踏まえ、「食と農」という表現となっている。

(委員B)

- ・「食」には地産地消の概念も入るか。京都府が林業において、環境負荷等を評価するマイレージ認証を導入している。地産地消する農産物は、新鮮であるだけでなくマイレージも小さい。

(事務局)

- ・「食」に地産地消の概念は入ると考えている。条例案では有機農業の施策が前面に出ているが、有機農業の前に地産地消があると考えている。マイレージに関しては、農

産物を生産した後に流通の過程でどれだけ二酸化炭素を排出するか、特に先進地であるヨーロッパではかなり気にされている。消費地に近いところで生産することで、流通過程での二酸化炭素排出量を削減する取り組みも重視されている。

(会長)

- ・第4条と第5条の関係について、市は「責務」、市民及び団体は「役割」を有することとなっている。理念条例とのことであるが、どのような意図か。

(事務局)

- ・市は自ら条例を定め、その内容を推進していくということで比較的強い表現にしてある。一方で市民及び団体については「責務」としては表現がかなり強くなるため、協力いただき取り組んでいただきたいという思いから「役割」とさせていただいている。

(委員C)

- ・亀岡市に多種多様な農業者がおられるので、それぞれの理解を得られるような内容となることが大切であると思う。「持続可能なまち」、「持続可能な社会づくり」、「持続可能な食と農」と表現が色々であるが、統一されてはどうか。また、趣旨のところで「京都の農業において大きな位置を占める」という表現をしているが、例えば、「京野菜の主要産地として位置づけられている」と変更してはどうか。さらに、第1条の中に「自然環境を重視した食と農のまちづくり」と「自然環境を重視した食と農のまち」という類似した文言も出てくるが、後者を、「施策の基本となる事項を、市、市民及び団体が一体となり定めることによって次世代に継承することを目的とする」というような形に変更してはどうか。

(会長)

- ・いくつか指摘があったが、この会議で結論を出すのではなく、本日の議論を踏まえて今後内容を検討するということでよいか。

(事務局)

- ・あくまでたたき台なので、色々な方の意見を伺って内容を検討してまいりたい。後日でも構わないので、ご意見を頂戴できればありがたい。

(会長)

- ・本日委員の皆様からいただいた意見を反映し、次回の審議会において「農業振興地域整備計画の見直し及び（仮）亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例の制定についての審議を行うこととしたい。次に、「次第3 その他」について事務局か

らお願いする。

3 その他

- ・地域計画の進捗状況説明、次回審議会の開催予定案内等

4 閉会

以上